

## 日高市小口融資制度について

### 1. 制度概要

事業を営む中小企業者の事業振興を図るため、必要な資金の融資あっせんを行い、償還期限内に完済した場合に、利子及び保証協会への保証料の合計額 20%を利子補給として交付する制度。

### 2. あっせんの条件

- ・ 資金使途 運転資金又は設備資金に限る
- ・ 融資限度額 750 万円以内
- ・ 融資期間 運転資金 5 年以内、設備資金 7 年以内
- ・ 取扱金融機関 埼玉りそな銀行日高支店、武蔵野銀行日高支店、飯能信用金庫（日高・高萩支店）、埼玉縣信用金庫鶴ヶ島北支店
- ・ 金利 埼玉県小規模事業資金融資制度による利率

### 3. 金融機関へのアンケート実施

- ・ 調査期間 令和 7 年 12 月 19 日（金）～令和 8 年 1 月 14 日（水）
- ・ 対象者 取扱金融機関の融資担当者並びに営業担当者 30 人
- ・ 調査結果 別紙 2 のとおり

### 4. 近隣市の状況

- ・ 別紙 3 のとおり

### 5. 今後のスケジュール

- ・ 令和 7 年度 制度の見直しについて検討
- ・ 令和 8 年度 制度の見直し案について作成  
小口金融あっせん規則改正  
令和 9 年度予算要求